

感染症による出席停止について

次の感染症は、学校保健安全法第 19 条の規定により、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため出席停止となります。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	A インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） B 百日咳 C 麻疹 D 流行性耳下腺炎 E 風しん F 水痘 G 咽頭結膜熱 H 新型コロナウイルス感染症	A 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで B 特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで C 解熱した後 3 日を経過するまで D 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで E 発疹が消失するまで F すべての発疹が痂皮化するまで G 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで H 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	I 結核 J 髄膜炎菌性髄膜炎	I・J 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第 2 種の感染症の出席停止期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

★出席停止の対象となる感染症の診断を受けられた場合は、直ちに学校までご連絡ください。

★出席停止期間は、欠席扱いになりませんので治療に専念してください。